

1 開催日時及び場所

日時：令和8年7月27日（月） 13:30～15:30

場所：農林水産省消費・安全局第3会議室（WEB会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

櫻井裕之、美谷島克宏、天野昭子、相崎健一、アイツバマイゆふ、上島通浩、藤堂浩明、
成田伊都美、元村淳子

小坂忠司（専門参考人）

3 議事要旨

（1）農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項について【公開】

資料4「農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項について（被害防止方法として散布方法を限定する場合の取扱いについて）」が了承され、農薬使用者安全評価部会決定として農業資材審議会農薬分科会に報告することとされた。

（2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の農薬の登録申請に係る令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第1号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項についての意見の聴取（フェンメゾジチアズ）【非公開】

- ① フェンメゾジチアズについては、資料5「フェンメゾジチアズ農薬使用者安全評価書（案）」に基づき審議した結果、フェンメゾジチアズの農薬使用者暴露許容量（A0EL）を0.026 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AA0EL）を0.064 mg/kg 体重とし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることで了承された。

（3）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条第1項の農薬の再評価に係る令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第1号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項についての意見の聴取（アラクロール、クロチアニジン及びチアメトキサム）【非公開】

- ① アラクロールについては、資料6-1「アラクロール農薬使用者安全評価書（案）」及び資料6-2「公表文献リスト（アラクロール（疫学））（案）」に基づき審議した結果、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることで了承された。
- ② クロチアニジンについては、資料8「クロチアニジン農薬使用者安全評価書（案）」に基づき審議した結果、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることで

了承された。

- ③ チアメトキサムについては、資料 7「チアメトキサム農薬使用者安全評価書(案)」に基づき審議した結果、一部修正の上、評価書(案)としてとりまとめることで了承された。

(2) その他【非公開】

「令和 4 年農林水産省告示第 1650 号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（フェナザキン）（案）についての意見・情報の募集の結果について（案）」について、資料 9 に基づき説明し、当該資料の内容で了承された。

(以上)